

横浜グリーンエキスポにおける「グリーンテック集中見本市」 公募要領

1. 趣旨

来年3月から開幕する横浜グリーンエキスポ（2027年国際園芸博覧会）は、「幸せを創る明日の風景」をテーマに掲げ、花や緑、エンターテインメント、グルメ等に加えて、脱炭素、循環経済、生物多様性の回復などを実現する「グリーンテック」を国内外に広く発信し、ビジネスマッチングのための場とすることを目指しています。

令和8年7月に閣議決定された「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、17の戦略分野である資源・エネルギー安全保障・GX、合成生物学・バイオ、フードテックなどはグリーンテックと関連が深く、横浜グリーンエキスポを「グリーン技術の産業見本市」とすることとされています。

このように、グリーンテックは、地球規模の環境課題の解決と同時に、我が国の産業競争力の強化、新たな市場創出につながるものとして期待されており、横浜グリーンエキスポはその絶好の機会です。

以上を踏まえ、国土交通省、農林水産省の主催により、（1）のとおり「グリーンテック集中見本市」を、横浜グリーンエキスポの会場内で開催します。グリーンテックを国内外の多くの来場者に発信することで社会実装を加速させ、未来の暮らしを支えるグリーン産業を創出する機会とするため、グリーンテックの展示を行う企業、スタートアップ、大学、研究機関等を幅広く募集します。なお、出展に当たっては（2）のようなメリットが期待されます。

（1）グリーンテック集中見本市 概要（予定）

会 期：令和9年6月30日（水）～7月27日（火）10:00～17:00

※会期を原則4日毎の展示クールに区分し、展示内容の入れ替えを予定

会 場：横浜グリーンエキスポ会場内 マクニカ グリーンテック メッセ

※期間展示部分（約450㎡）。会場の位置・概要は、（公社）2027年国際園芸博覧会協会のHP（<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/event/>）をご覧ください。

主 催：国土交通省、農林水産省

共 催：内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、（公社）2027年国際園芸博覧会協会、（一社）日本経済団体連合会、（公社）経済同友会、経団連自然保護協議会、（一社）スタートアップエコシステム協会、（一社）スタートアップスタジオ協会、（一社）インパクトスタートアップ協会、（一社）スタートアップ協会

※共催者については、今後追加がある場合、随時HP上に掲載します。

実施内容：上記会場におけるブース展示・技術発表、開幕前のデモンストレーション
その他メディアとタイアップした関連企画等を調整・検討中

※参考：<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/greentech.html>

※今後変更がある場合、随時HP上に掲載します。

(2) 出展のメリット

1. 技術を世界へ発信する

横浜グリーンエキスポという国内外から多くの来場者が集まる場※を活用して発信できます。国による情報発信を通じて、技術の認知度・ブランド力の向上が期待できます。

※エキスポの会期中（令和9年3月19日～9月26日）に有料来場者数1,000万人以上。

2. 客観的な評価で技術の信頼を高める

技術の先進性や社会実装の展望等を有識者が審査し、グリーン社会の実現に貢献する技術として選定されることで、信頼性の向上が期待できます。

3. 技術の魅力を直接伝える

実機展示のほか、試食・試飲を活用した体験展示など、技術の特長や価値を来場者に直接体感してもらう展示が可能です。

4. プロトタイプを社会実装へつなげる

企業、自治体、研究機関、投資家等とのビジネスマッチングが促進され、技術導入、共同研究、事業提携、資金調達など、プロトタイプの実装につながる機会が期待できます。

2. 募集内容

(1) 展示する技術に関する要件

- 「1. 趣旨」に則り、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの実現と、日本成長戦略による官民投資の拡大に寄与する優れた技術、製品、サービスその他の取組の展示を募集します。
- 実証段階から社会実装初期段階にある技術等を優先して選定します。
- 展示内容は、試食・試飲等の体験展示、技術等のデモンストレーション、模型、映像等を含むものとし、パネル、ポスター等の掲示のみで構成される展示は選定対象外とします。

(2) 展示運営に関する要件

- 国内外からの来場者へ情報発信するため、展示物については、日本語と英語の二言語表記が必要です（完全な対訳である必要はありませんが、少なくとも概要は英語表記とする必要があります）。
- 展示期間中は展示内容の説明を行う人員の配置を必須とします。なお、人員については、日本語による対応を基本とし、英語対応は任意とします。
- 展示スペースは、原則として1小間（幅約3m、奥行き約3m、高さ約2.4m）に収まるものとします（高さ約2.4mを超える場合は要協議）。ただし、展示物の内容・規模等により必要と認められる場合は、原則として連続する2小間又は3小間の使用を認めることがあります。会場平面図及びブース立面図イメージは、別紙のとおりです。
- 展示物の展示及び実演に伴う動作範囲は、割り当てられた展示スペース内に収まるものとします。また、搬入口は幅約3.3m、高さ約2.7mを予定しているため、展示計画に当たって考慮してください。
- 展示物等の設置に当たっては、施設の床耐荷重（1㎡当たり350kg）を超えないものとし、重量物については必要に応じて荷重分散措置を講じてください。

- 床面・壁面へのアンカー打設はできないため、展示物・施工物は、自立式とするなど、施設を損傷しない方法で設置してください。
- 展示期間は、原則 1 クール（原則 4 日間、搬出入を含む）とします。ただし、展示物の内容・規模等により必要と認められる場合は、連続する複数クールの使用を認めることがあります。
- 展示スペース及び展示期間については、それぞれ連続する複数応募時に希望を受け付けますが、応募状況、展示構成その他運営上の都合により、事務局において最終的に決定するものとし、希望に沿えない場合があります。
- 出展者は、会場内に設置するステージを活用した技術発表等を実施することができます。詳細は、出展者に対して別途ご案内します。
- ドローン、刀剣類などの危険物、スモークマシンなどの特殊効果機材、動物、火気類、バルーンは使用できません。
- また、以下に該当するおそれがある展示については認めません。
 - （１）実施内容について、公序良俗に反する内容、法律・条約などに違反する内容
 - （２）警備上問題があると思われる内容
 - （３）特定の国、団体、企業に対しての誹謗や中傷
 - （４）来場者や施設などに危険が及ぶと思われる内容
 - （５）応募企画から極端に逸脱する内容
 - （６）上記に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる内容
- その他展示に際しては、本公募要領のほか、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会が定める催事施設利用ガイド、その他事務局より出展者へ提供するガイドライン（仮称）等に従ってください。なお、これらの規則等は今後追加変更される場合があります。

3. 応募対象者

応募対象者は、日本国内に主たる事務所（本社・本部等）を置く法人、法人格を有しない団体又は個人事業主とします。民間企業、スタートアップ、大学、研究機関等の幅広い主体からの応募を受け付けます。

なお、同一主体による複数応募及び複数主体による共同応募も可能とします。

※ 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の運営に関する規約等を有するものとします。

※ 応募に関わる全ての主体及びその役員等は暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことが必要です。

4. 展示に係る費用負担

(1) 出展料

1 小間あたり 20万円（消費税込み）

※ お支払い方法の詳細は、審査結果の通知後にご案内します。

(2) その他費用

- 出展料の他、展示物の制作、現地への資材の持ち込み・配置・撤去、展示に伴う人員配置など、展示に係る諸経費は原則出展者の負担とします（出展予定者に対してはサプライヤーリストを提供させていただきます）。
- 電気は標準提供の範囲内に限り無償とし（電気は1小間当たり1kWまで）、これを超える使用又は追加設備・工事等に要する費用は出展者の負担とします。
- 別途、調整・検討中のメディアとタイアップした関連企画等については、出展者の希望を踏まえ、希望者にご負担いただくことにより実施することがあります。

5. 審査

(1) 審査方法

外部有識者で構成する技術出展審査委員会において、応募書類に基づき書類審査を行います。
なお、必要に応じて応募内容等を応募者に対してヒアリングする場合があります。

(2) 審査基準

以下の基準に基づき審査を行います。

- ① 先進性・新規性：既存の取組と比較して優位性や独自性があるか（先進的な技術だけでなく、既存技術の組み合わせに独自性がある場合も含む）。
- ② 技術的実現可能性：技術として実用化に向けた見通しが立っているか。
- ③ 社会課題解決への貢献性：社会課題（カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ等）の解決に寄与する可能性があるか。
- ④ 社会実装の展望：想定される用途やニーズが明確で、将来的な社会実装が期待できるか。また、実証段階から社会実装初期段階にある取組であるか。今後、市場創出・拡大が期待される取組であるか。将来的に、既存技術との比較において、価格競争力がありうるか。
- ⑤ テーマとの整合性：横浜グリーンエキスポのテーマ「幸せを創る明日の風景」、及びサブテーマ「自然との調和」「緑や農による共存」「新産業の創出」「連携による解決」※に合致しているか。
※<https://expo2027yokohama.or.jp/about/overview/>
- ⑥ 17の戦略分野との関連性：日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）※の17の戦略分野（主な関連分野：航空・宇宙、マテリアル、合成生物学・バイオ、資源・エネルギー安全保障・GX、フュージョンエネルギー、防災・国土強靱化、フードテック）と関連するか。

※<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/index.html>

- ⑦ 展示内容の魅力・発信力：取組の内容、社会的意義等を一般来場者にも分かりやすく効果的に発信できるものとなっているか。

(3) 審査結果

審査結果は、令和8年12月下旬を目途に応募者へ通知します。選定に当たっては、展示スペースの規模、展示期間その他の条件を付して選定する場合があります。また、選定された技術出展については、出展者名、技術の概要等を公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

なお、審査内容及び選定結果に関する個別の問い合わせには対応いたしません。

6. 応募方法

(1) スケジュール

公募に関する全体のスケジュールは下記のとおりです。

なお、公募期間中に公募内容を変更する場合があります。最新情報はホームページに掲載しますので、応募前に必ずご確認ください。

公募開始	: 令和8年9月29日（火）
質問受付締切	: 令和8年10月30日（金）17:00（必着）※これ以降の質問は受け付けない
応募書類提出締切	: 令和8年11月13日（金）17:00（必着）
書類審査	: 令和8年11月中旬～12月中旬
結果通知	: 令和8年12月下旬頃

(2) 応募方法

別紙様式1、2に必要事項を記入の上、電子媒体（Excel、PowerPoint 及びこれらをPDF化のうえ統合したファイル）を下記（4）の提出先まで、以下の要領で電子メールにて送付してください。

- ・ 件名を「【提出】横浜グリーンエキスポにおけるグリーンテック集中見本市の応募書類」としてください。
- ・ 電子メールの送信に当たっては、団体名、担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載してください。

なお、提出先への持参、郵送、ファクシミリでの応募は受け付けません。

複数の展示について応募する場合は、展示ごとに応募書類を作成の上、それぞれ提出してください。

応募書類を受領した際は、事務局から受領確認の電子メールを送付します。提出後、3営業日を経過しても受領確認の電子メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

(3) 公募に関する質問

質問は文書（様式3）により行うものとし、下記（4）の提出先まで、以下の要領により電子メールで送付してください。質問への回答は、質問受付から5営業日以内を目途に、電子メールにより行います。

- ・ 件名を「【質問】横浜グリーンエキスポにおけるグリーンテック集中見本市の公募」としてください。
- ・ 電子メールの送信に当たっては、団体名、担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載してください。

なお、提出先への持参、郵送、ファクシミリでの質問は受け付けません。

質問を受領した際は、事務局から受領確認のメールを送付します。提出後、3営業日を経過しても受領確認メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

(4) 質問及び応募書類の提出先

グリーンテック集中見本市事務局（国土交通省・業務受託者（株式会社電通））

E-mail: hqt-greentech@gxb.mlit.go.jp

7. その他

(1) 搬出入について

選定された場合、展示に必要な物品の搬出入については別途、事務局の指示及びガイドライン（仮称）に基づいて、出展者が責任をもって実施することとします。

また、会場運営上の都合により、搬入・設営又は撤去作業が夜間、深夜又は早朝となる場合がありますので、予めご了承ください。具体的な搬入・搬出日時、車両入場方法等については、選定後にご案内します。

各出展者による車両での搬入については、会場に隣接するバックヤードで荷下ろしを行い、台車等を使用して展示スペースまで搬入いただく予定です。会場内で駐車可能な車両は、原則として4t以下となります。

(2) 出展スペースにおける出展者等の名称表示、展示内容について

出展スペースの上部正面に掲げるサイン（別紙のブース立面図イメージを参照）には、店舗名、企業名、固有の商品名を表示することが可能であり、サインの大きさは、1出展者につき対角線90cm以内のものを1枚までとする予定です。

また、展示内容については、出展技術の紹介に必須となる場合に限り、商品の実物、商品名、サービス名の使用は可能ですが、商品のPR、販売促進などの商業活動目的の設置は認められません。最終的には、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会と協議の上、承認を得たもののみ設置可能となります。

さらに、飲食物の取扱いがある場合は、保健所への申請・手続きが必要となります。

(3) 出展内容の変更等について

選定後に応募時の展示内容を変更する場合は、事前に事務局の承認を得てください。なお、審査の前提となった展示内容から大幅な変更が生じた場合、その他本公募要領、施設利用に関する規則又は事務局が定める条件に適合しないと判断した場合は、出展決定を取り消すことがあります。

(4) 出展の辞退について

選定後の辞退は、やむを得ない事情がある場合を除き、原則として認めません。やむを得ず辞退する場合は、速やかに事務局へ申し出てください。なお、辞退に伴い、既に発生している費用等については、出展者に負担いただく場合があります。

(5) 出展決定の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、選定後であっても出展決定を取り消す場合があります。なお、主催者はこれにより出展者に生じた損害について一切責任を負いません。

- ・応募内容に虚偽その他重大な事実と異なる記載があることが判明した場合
- ・応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ・本公募要領、施設利用に関する規則その他事務局の指示に違反した場合
- ・その他、安全管理又は本見本市の適正な運営に支障があると認められる場合

(6) 展示終了後の撤去・原状回復について

出展者は、展示終了後、事務局が指定する時間までに展示物、資材等を撤去し、使用した展示スペースを原状回復してください。施設又は設備を出展者の責に帰すべき事由により損傷した場合は、出展者にその原状回復に要する費用等を負担いただく場合があります。

(7) 応募書類の取扱いについて

提出された応募書類は返却しません。応募書類に記載された情報は、本公募の審査、出展調整及び本見本市の運営に必要な範囲で、主催者、事務局、審査委員その他本事業の関係者間で共有する場合があります。

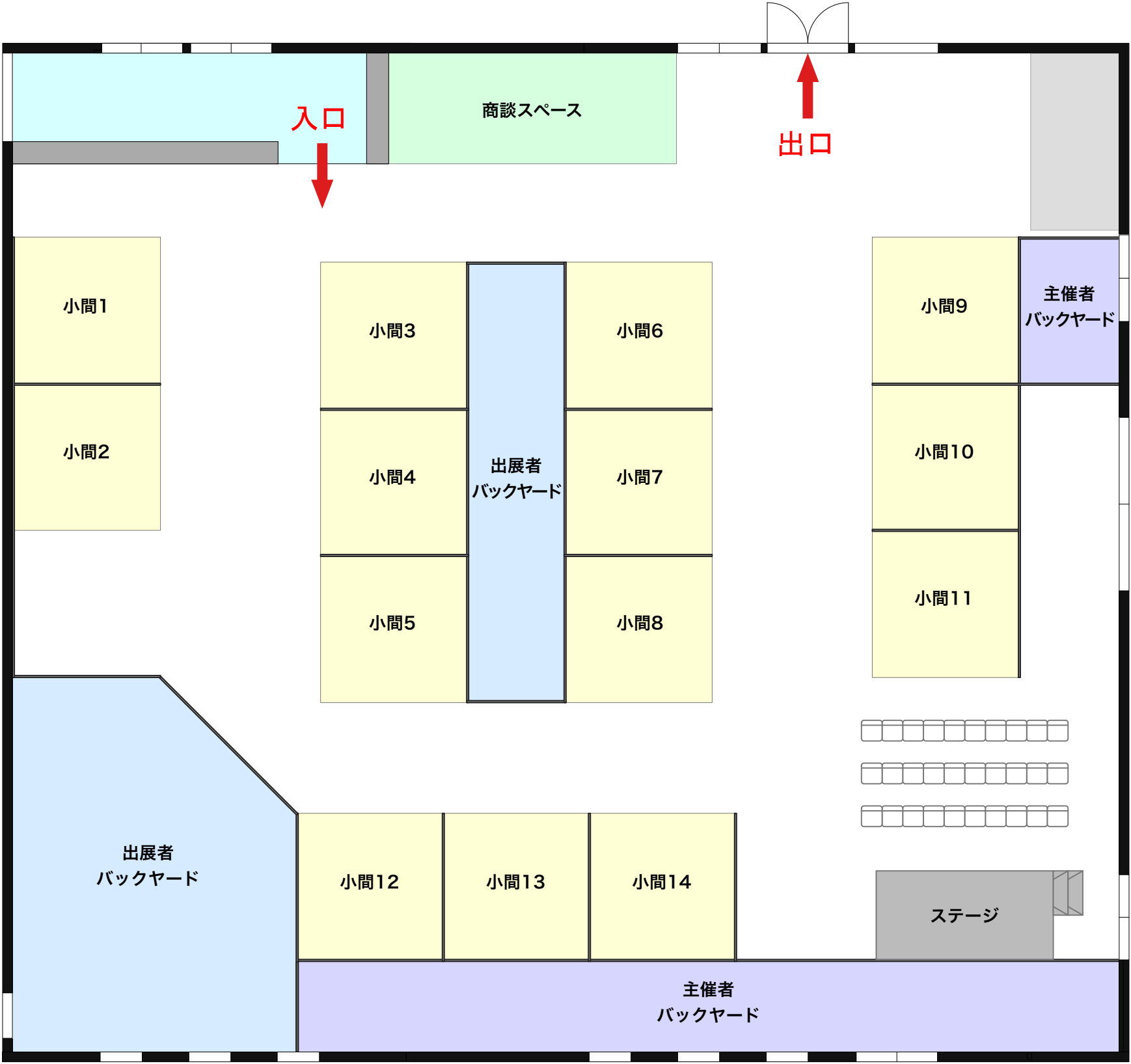
(8) 本見本市の中止・変更等について

天災、事故、感染症、博覧会の運営上の事情その他やむを得ない事由により、本見本市の全部又は一部を中止し、開催期間・時間、展示場所その他の内容を変更する場合があります。

(9) 出展物の保安全管理について

出展物の管理は出展者の責任において行うものとし、選定後、出展内容に応じた第三者賠償保険（施設賠償責任保険、請負業者賠償責任保険等）へ加入するなど適切な対策を講じてください。

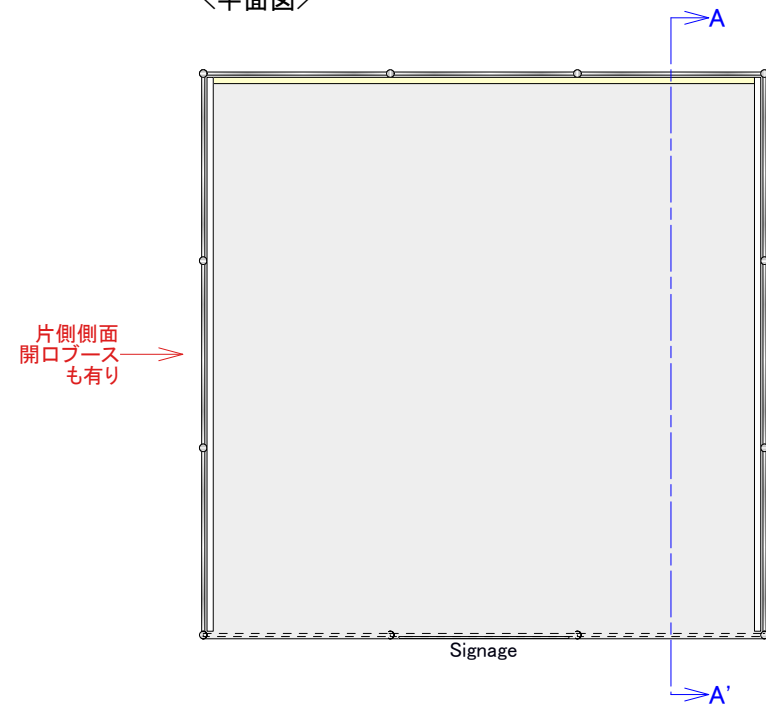
(以上)



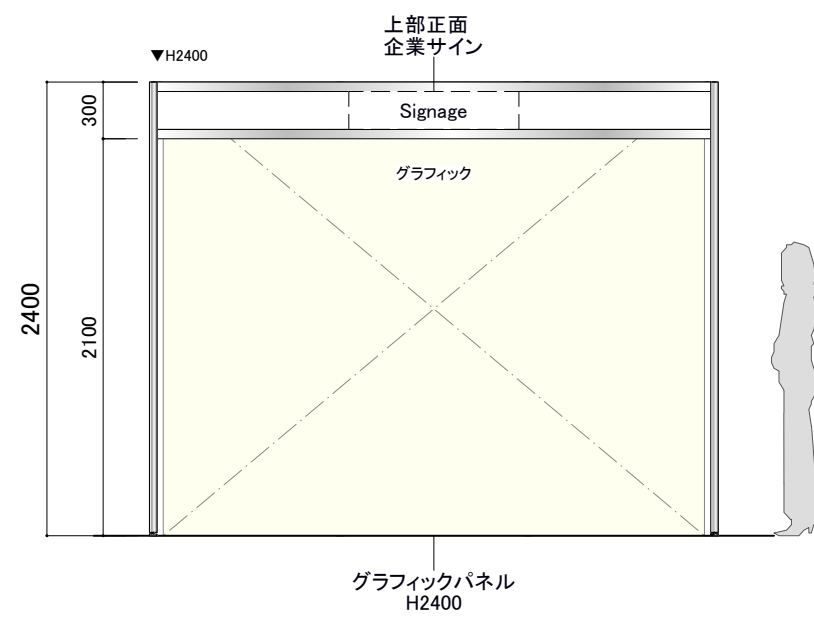
会場平面図イメージ

●1コマブース ブースサイズ: 3M×3M

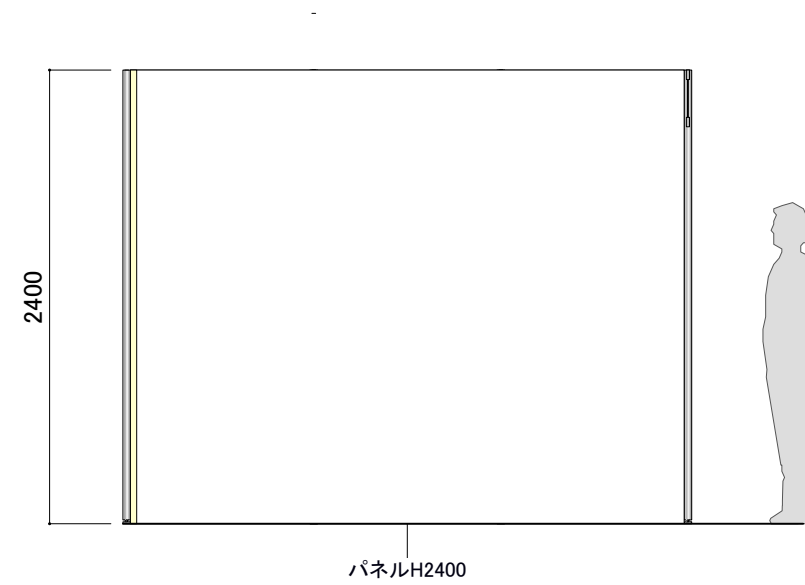
＜平面図＞



＜正面図＞



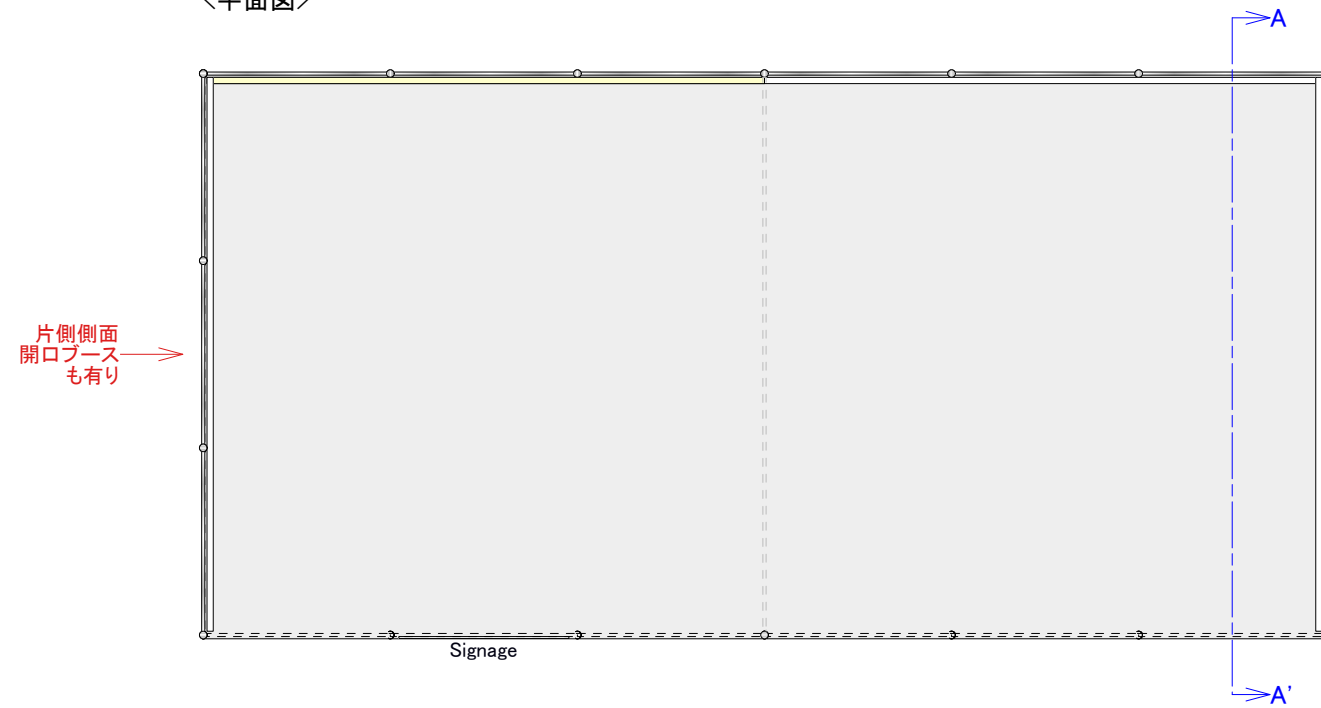
A-A'
＜断面図＞



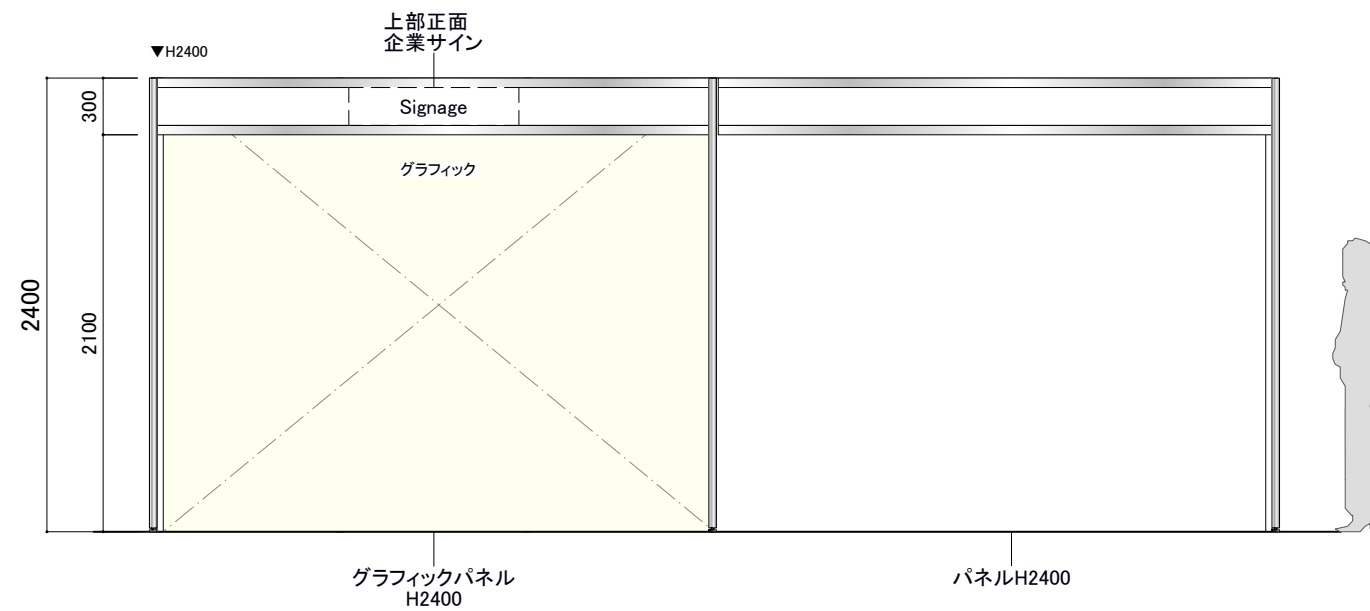
ブース立面図イメージ（1小間の場合）

●2コマブース ブースサイズ: 6M × 3M

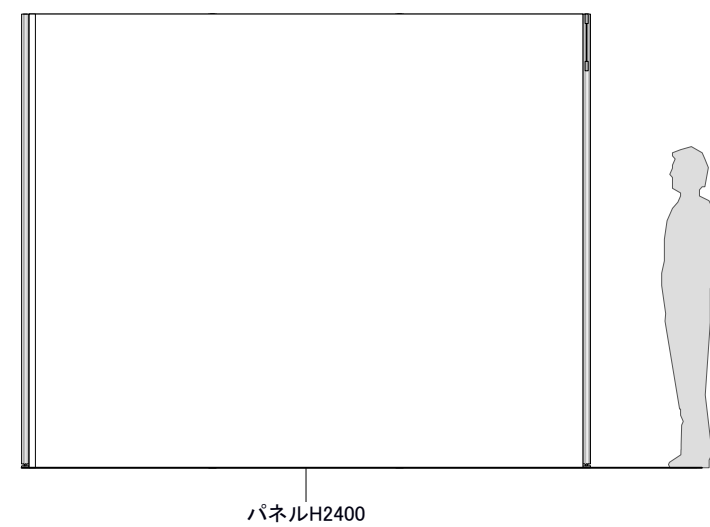
＜平面図＞



＜正面図＞



A-A'
＜断面図＞



ブース立面図イメージ（2小間の場合）

●3コマブース ブースサイズ: 9M × 3M

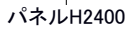
＜平面図＞



＜正面図＞



＜断面図＞



ブース立面図イメージ（3小間の場合）